

伊 勢 市 公 報

第 26 号
平成 18 年 12 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市都市農山村交流促進施設条例施行規則	2
告 示	
○ 道路の区域変更について	6
○ 道路の供用開始について	7
○ 道路の区域変更について	8
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	9
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	10
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	11
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事店の指定について	12
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	13
正 誤	14

伊勢市都市農山村交流促進施設条例施行規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

平成 18 年 11 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 62 号

伊勢市都市農山村交流促進施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市都市農山村交流促進施設条例（平成 18 年伊勢市条例第 58 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(損傷等の届出)

第 2 条 施設を利用する者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、伊勢市都市農山村交流促進施設等損傷（滅失）届（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第 3 条 施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等を汚損し、又は破損する行為をしないこと。
- (2) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (3) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 25 日から施行する。

(説 明)

これは、横輪町及び周辺地域の産物を活用することにより、地域づくりの輪を広げ、地域住民と都市住民が集い触れ合うことができるよう、地域活

性化のための拠点として設置された伊勢市年農山村交流促進施設の条例施行規則です。

別記様式（第2条関係）

伊勢市都市農山村交流促進施設等損傷（滅失）届

年 月 日

（あて先）伊勢市長

住 所

氏 名

連絡先電話

次のとおり伊勢市都市農山村交流促進施設の施設等を損傷（滅失）したので届け出ます。

損傷（滅失）の日時	年 月 日（ ） 時 分頃
損傷（滅失）した施設等の箇所及び程度	
損傷（滅失）の原因及び状況	
備 考	

伊勢市告示第 104 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 11 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	磯小俣 3 号線	磯町字コウ田 1850 番地先から 磯町字コウ田 1933 番 2 地先まで	旧	8.0~38.0	185.0
			新	8.0~19.0	170.0
市道	磯 1 号線	磯町字コウ田 1936 番 1 地先から 磯町字コウ田 1449 番 1 地先まで	旧	3.0~3.2	53.0
			新	3.0~5.0	67.0
市道	伊勢小俣線	磯町字コウ田 1442 番 1 地先から 磯町字コウ田 1925 番 1 地先まで	旧	6.0~7.5	118.0
			新	6.0~17.0	118.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 105 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 18 年 11 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
磯小俣 3 号線	磯町字コウ田 1850 番地先から 磯町字コウ田 1935 番 3 地先まで
磯 1 号線	磯町字コウ田 1936 番 1 地先から 磯町字コウ田 1449 番 1 地先まで
伊勢小俣線	磯町字コウ田 1442 番 1 地先から 磯町字コウ田 1925 番 1 地先まで

供用開始の期日 平成 18 年 11 月 17 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 106 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 18 年 11 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	一之木 5 丁目 15 号線	一之木 5 丁目 663 番 2 地先から 一之木 5 丁目 684 番 3 地先まで	旧	2.2~3.0	40.0
			新	3.0~4.0	40.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持管理課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市教育委員会告示第 15 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 18 年 11 月 24 日

伊勢市教育委員会
委員長 菊川 厚

記

- 1 日 時 平成 18 年 11 月 29 日（水）午後 6 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 4 階 2 会議室
- 3 会議に付する事件

議案第 16 号 平成 18 年度工事施工計画について

伊勢市上下水道事業告示第 71 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 11 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
294	株式会社 東産業	四日市市野田 1 丁目 8 番 38 号	平成 18 年 11 月 15 日

伊勢市上下水道事業告示第 72 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 11 月 28 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
295	有限会社 M I G I T A	度会郡南伊勢町内瀬 1246 番地	平成 18 年 11 月 20 日

伊勢市上下水道事業告示第 73 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 11 月 30 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
258	小林住設	松阪市久保町 1178 番地 8	平成 18 年 11 月 21 日

伊勢市公告第 61 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 18 年 11 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	2,422 m ²	売買

正 誤

平成 18 年 7 月 5 日付け伊勢市公報第 16 号の伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則(平成 18 年伊勢市規則第 27 号)中

頁 行	誤	正
77 16	○号	43 号